

# 令和8年度高槻市街路樹健全度調査業務委託

## 仕様書

令和8年度

高槻市 都市創造部 道路課

委託業務名	令和8年度高槻市街路樹健全度調査業務委託
業務場所	高槻市 南平台五丁目ほか 地内
履行期間	契約締結の日から令和9年3月19日

## 第1章 総則

### 第1条 業務の目的

本業務は、本市が管理する街路樹の健全な育成を図ると共に、街路樹の枝葉による通行支障や落枝・倒木等による影響を低減させ、市民の生命・財産の保全を図るために、街路樹の健全性を把握し適正管理を行うことを目的として、街路樹健全度調査を行うものである。

### 第2条 適用

1. 本仕様書は、高槻市都市創造部道路課が施行する令和8年度高槻市街路樹健全度調査業務委託に適用する。
2. 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書（令和7年4月 大阪府都市整備部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。  
ただし、共通仕様書の文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以下「府契約書」という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。
3. 本業務は、仕様書、委託契約書及び設計書並びに関係法令に基づき施行する。本仕様書で適用すべきとされている諸法令、基準類が改正、改定された場合には、それに従うものとする。
4. 本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、仕様書に明記のない事項でも業務の目的達成に必要と思われるものについては、発注者と協議し履行すること。

### 第3条 業務の指示及び監督

1. 業務の受託者（以下「受注者」という。）は、業務の実施にあたり、業務委託契約書に基づき、委託者の監督員（以下「発注者」という。）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
2. 本業務における作業は、発注者の指示が最優先するものとする。
3. 本業務における作業について受注者は、監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

### 第4条 管理技術者及び照査技術者、担当技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に届出するものとする。
2. 管理技術者及び照査技術者は、契約図書に基づき、技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者及び照査技術者は、共通仕様書の定めのほか下記のいずれかの資格を有する

者でなければならない。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めないものとする。

(1) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画の選択科目に限る または建設部門：都市及び地方計画の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(2) R C C M（造園）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(3) 建設コンサルタント技術管理者認定（造園）を受けた者。

4. 管理技術者及び照査技術者は、業務途中で変更できない。ただし、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。

- ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
- ・当該技術者が死亡した場合
- ・当該技術者が退職した場合
- ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
- ・発注者の責により履行期間延期となった場合
- ・その他の理由による場合

5. 管理技術者及び照査技術者は、発注者が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上相互協力し、業務を実施しなければならない。

6. 受注者は、本業務を実施するにあたり、管理技術者と同じ資格を有する者、または、街路樹の健全度診断に必要な知識及び技能を有する者を担当技術者として配置し、発注者に届出するものとする。なお、担当技術者と照査技術者との兼務は認めないものとする。

7. 技術者を変更する場合は、第3項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

8. 街路樹の健全度に関する診断調査を行う場合は、一般財団法人日本緑化センター認定登録の「樹木医」資格を有する者を1名以上含む複数名による作業班で行わなければならない。

#### 第4条 提出書類

1. 受注者が発注者に提出する書類は下記のとおりとし、高槻市が定める土木設計委託関係書類の様式によるものとする。

(1) 業務工程表	期日	契約後速やかに
(2) 管理技術者及び照査技術者届	〃	〃
(3) 管理技術者及び照査技術者経歴書	〃	〃
(4) 担当技術者届	〃	〃
(5) 担当技術者経歴書	〃	〃
(6) 業務委託料内訳書	〃	〃
(7) 再委託承諾申請書	〃	下請負を契約しようとするとき
(8) 高槻市暴力団排除条例に基づく誓約書（下請用）	〃	下請負契約をしたとき
(9) 完了届	〃	業務完了の日
(10) 引渡書	〃	引渡しの時
(11) 請求書	〃	請求しようとする日

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式

を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

#### 第5条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せは、発注者と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

#### 第6条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後30日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を掲載するものとする。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 業務概要        | (2) 実施方針         |
| (3) 業務工程        | (4) 業務組織計画       |
| (5) 打合せ計画       | (6) 使用する主な機器     |
| (7) 成果品の内容・部数   | (8) 使用する主な図書及び基準 |
| (9) 連絡体制（緊急時含む） | (10) その他         |

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

#### 第7条 資料等の貸与及び返却

1. 発注者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。

3. 受注者からの要求があった場合で、発注者が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

4. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

5. 受注者は、設計図書及び仕様書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第8条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続き及び資料作成に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2. 受注者が、関係官公庁から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告協議するものとする。

## 第9条 土地への立入り等

1. 現地調査を実施する場合、調査員は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
2. 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。
3. 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、発注者が交付するものとする。
4. 交付された身分証明書は、業務完了時に返却すること。

## 第10条 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、以下の関係する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

- ・道路法
- ・都市緑地法
- ・都市計画法
- ・都市緑地法運用指針（国土交通省都市・地域整備局）
- ・街路樹の倒伏対策の手引き第2版（国土交通省 国土技術政策総合研究所）
- ・街路樹の倒伏対策の手引き第2版【別冊】街路樹の点検・診断（国土交通省 国土技術政策総合研究所）
- ・令和3年度 街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）
- ・樹木医の手引き（一般財団法人日本緑化センター）
- ・高槻市街路樹管理計画

その他、発注者から指定があった場合は、それに従うものとする。

## 第11条 内部通報に関する事項について

1. 受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者（以下「従事者という。」）は該当業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。
2. 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

## 第12条 個人情報の保護

受注者は、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

## 第13条 中立性の保持

受注者は、常に、コンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

## 第14条 守秘義務

受注者は、業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与・公表・使用してはならない。

#### 第15条 費用の負担

本業務の検査等に必要な資料は仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 第16条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後といえども成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。

受注者は、業務完了後10年間成果品の控えを保存するものとする。

#### 第17条 成果品の提出

成果品は以下の媒体及び部数を提出するものとする。なお、成果品の内容は第2章第9条を参照すること。なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- ・紙媒体 : 正副2部 (金文字黒箱に格納)
- ・電子データ : 正副2部 (CD-RもしくはDVD-R)

#### 第18条 検査

受注者は、契約書に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出しなければならない。

#### 第19条 環境への配慮

受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

#### 第20条 その他

1. 本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。
2. 外観診断の結果によって機器診断の数量に増減が生じるため、設計変更により契約金額について変更手続を行うものとする。
3. 設計図書及び見積参考図書は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは設計図書(位置図、仕様書、数量総括表、質問回答書)以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

## 第2章 業務内容（街路樹診断業務）

### 第1条 業務内容

本市が認定する次の各路線のうち、地域緊急交通路及び接続避難路に指定された範囲に植生している街路樹を対象として外観診断を行うものとする。その結果、機器診断が必要と判断された街路樹について機器診断を行い、健全性について評価を行うものとする。ただし、作業の過程において診断範囲を広げる必要が生じた場合は、双方協議の上、実施するものとする。

#### (1) 地域緊急交通路

- ・ 中小路津之江線
- ・ 須賀前島線
- ・ 阿武野奈佐原

#### (2) 接続避難路

- ・ 宮田塚原線
- ・ 辻子下の口線
- ・ 下の口日吉台線
- ・ 大手八幡線
- ・ 富田芝生線
- ・ 南平台日吉台1号線
- ・ 野見八幡線
- ・ 郡家茨木線

### 第2条 計画準備

受注者は、業務の履行にあたり、関係資料を収集し、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行うこと。なお、外観調査については各樹木の樹勢が良好な時期に行うよう計画すること。

### 第3条 事前調査

1. 街路樹診断業務の対象となる街路樹について現地確認を行い、生育位置を図面に記録するとともに、街路樹管理番号を刻印したプレートが無い場合は、支給されたプレートに街路樹管理番号を付番した上で街路樹に取り付け、その番号を街路樹台帳に記録すること。
2. プレートの取付方法及び街路樹管理番号の付番方法については、監督職員と協議の上、決定すること。
3. 現地確認で疑義が発生した場合は、必要に応じて監督職員と協議すること。

### 第4条 緊急処置が必要な場合の報告

受注者は、業務の履行にあたり、倒木または落枝等の事故に直結するおそれがあり、安全確保のための緊急処置を行う必要があると判断した場合、または5年以内に伐採することが望ましいと判断した場合、直ちに発注者へ報告しなければならない。

### 第5条 外観診断

受注者は、外観診断に関して、「令和3年度 街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）」（以下、「マニュアル」という。）に基づき、次の各項について診断しなければならない。

#### 1. 活力診断

マニュアルに示す樹勢・樹形の活力度診断基準表を用い、樹木の活力状態を次の各号について診断すること。

### (1) 樹勢

下記の視点について、生育状態を5段階で評価し、診断すること。

- ・枝の伸長量
- ・梢端の枯損
- ・枝や幹の枯損
- ・剪定後の巻き込み
- ・葉の大きさ
- ・葉色
- ・その他

### (2) 樹形

幹や骨格となる大枝などの枯損及び欠損、枝葉のバランスなどについて、街路樹として望ましい樹形が維持されているかを5段階で判定すること。

### (3) 所見

活力診断の所見を記載する。樹勢及び樹形について判定の根拠を記入すること。

### (4) 判定

前各号の内容に基づき、マニュアルに示す活力判定基準表により活力判定を行うこと。

## 2. 部位診断

部位診断では、マニュアルに準拠し、「根元」、「幹」、「骨格となる大枝」の部位ごとに次の各号に掲げる被害項目について診断すること。

### (1) 樹皮枯死・欠損・腐朽（周囲長比率）

樹皮の枯死・欠損・腐朽部の大きさを測定し、当該被害箇所幅がその部位における周囲長に対して1/3未満かそれ以上であるかを判定すること。

### (2) 芯に達していない開口空洞（周囲長比率）

開口空洞のうち、芯（幹や根株の中心部）に到達していない空洞に適用する診断項目である。開口部とその部位における周囲長をそれぞれ測定し、開口部の周囲長がその部位における周囲長に対して1/3未満か1/3以上であるかを記入すること。

### (3) 芯に達した開口空洞（周囲長比率）

開口空洞のうち、芯（幹や根株の中心部）に到達した空洞に適用する診断項目である。到達した空洞は芯の深さを測るとともに、開口空洞とその部位の周囲長をそれぞれ測定し、開口部の周囲長がその部位における周囲長に対して1/3未満か1/3以上であるかを記入すること。

### (4) 枯枝

大枝の枯枝及びぶら下がり枝並びに折れ枝の有無を判定し、判定結果が「あり」の場合は剪定の処置が必要となるため、処置対象となる枯枝の直径（太さ）、長さ、本数等を記入すること。

### (5) スタブカット

スタブカット（切残し枝）の有無を判定する。判定結果が「あり」の場合は、併せてその元口直径（太さ）、長さ、本数等の概略を記入すること。

### (6) キノコ（子実体）

各部位におけるキノコ（子実体）の発生の有無を判定する。判定結果が「あり」の場合は、発生個所、種名及び被害範囲を記入すること。

(7) 木槌打診（異常音）

樹木を木槌で叩き、発生した音の質や範囲で内部の空洞や腐朽を判定し、異常音の有無で判定すること。

(8) 分岐部・付根の異常

幹の分岐部や大枝の付根の亀裂、入り皮、腐朽や空洞などの有無について判定すること。

(9) 胴枯れなどの病害

胴枯病、枝枯病、がんしゅ性病害などの有無を判定する。病害の詳細については、マニュアルを参照すること。

(10) 虫穴・虫フン・ヤニ

カミキリムシ類やコウモリガ、コスカシバなどの穿孔性害虫による食害の有無を判定する。病虫害の詳細については、マニュアルを参照すること。

(11) 根元の揺らぎ

根元の揺らぎを判定する。揺らぎは地面等の地割れの有無や、診断者が幹に両手をつき、体重をかけて数回幹を強く押すことにより確認すること。

(12) 鋼棒貫入異常

根株腐朽の被害状況の大きさを、鋼棒を用いて判定する。根元の周囲を確認し、根株に腐朽や空洞が推測されるような形状が確認された場合は、先端の尖った鋼棒で地際を突き刺して根株の腐朽等の状況を確認し、異常の有無を判定し記入すること。

(13) 巻き根

巻き根の有無を判定すること。

(14) ルートカラー

ルートカラーの確認の可否について判定すること。

(15) 露出根被害

露出根被害の有無を判定すること。

(16) 不自然な傾斜

不自然な樹幹傾斜の有無を判定すること。

(17) 建築限界越え

歩道側及び車道側のそれぞれについて建築限界越えの有無を確認すること。

(18) その他舗装等の状況、枝の道路境界越えの有無、根の損傷の有無や可能性等

下記の項目について所見欄に記入すること。

- ・項目にない周囲の状況や維持管理に必要な事項
- ・他の道路施設または占用物件との競合
- ・枝の道路境界越えまたは私有地への越境の有無
- ・樹勢衰退の原因となる周辺の工事等による根の損傷の有無またはその可能性
- ・樹木の生育に影響を及ぼしている風や日照条件・立地環境等

(19) 機器診断の必要性の判断

各診断項目の被害の程度により、機器診断の必要性の判断を行うこと。マニュアルに基づき、腐朽や空洞が根元や幹、大枝に広がっていると考えられる場合は腐朽診断、根株に広がっていると考えられる場合は根株診断を行うこと。

## (20) 外観診断判定

活力診断及び部位診断の内容に基づき、外観診断全体の健全度を判定すること。判定はマニュアルの外観診断判定基準の表に従うものとする。

## 3. カルテ記載

### (1) 概要

下記の項目についてそれぞれの記入欄に記入すること。

- |       |          |
|-------|----------|
| ・路線名  | ・樹木医     |
| ・診断日  | ・街路樹管理番号 |
| ・樹高   | ・幹周      |
| ・枝張   | ・樹種名     |
| ・植栽形態 | ・支柱      |

### (2) 外観診断

下記の項目についてそれぞれの記入欄に記入すること。

- ・活力診断
- ・部位診断
- ・外観診断判定
- ・判定に基づいた処置が必要な場合、その処置内容

### (3) 機器診断

機器診断を実施した場合は「機器診断カルテ」に基づき記入すること。

### (4) 総合判定

外観診断判定及び機器診断判定を総合的に判断して記入すること。なお、機器診断を行う必要のない街路樹については、外観診断判定をもって総合判定とするため、当該欄には外観診断判定と同様の内容を記入すること。

### (5) 所見

部位診断の各項目で「なし」「見える」以外にチェックした場合は、判定された項目について被害の形状寸法・範囲・程度や状況などを詳細に記入すること。その他、根による舗装や縁石の破損状況、根上がり状況、踏圧状況や、小枝の枯れや衰弱枝、葉の食害、枝の道路境界越えの有無など、項目にない事項についても詳細に記入すること。

### (6) 括弧内に記入する内容

街路樹診断カルテの部位診断において「あり」の場合、括弧内にはマニュアルに掲載されている「カルテ括弧内に記載する内容」表を参考に記入すること。

### (7) 立地平面図、診断概要図及び写真の貼付等

立地平面図、診断概要図及び写真を貼付すること。写真には必ずその説明を記入すること。なお、診断概要図は写真転用可とする。

### (8) その他特記事項

所見欄に書ききれない事項や、項目に無いものについて必要な事項を記入すること。写真がカルテに収まらない場合は、別紙に写真を貼付し説明を記入すること。

### (9) 次回診断

次回の街路樹診断の時期を記入する。診断時期については、マニュアルの「次回の診断

内容及び診断時期」表を参照すること。

#### 4. 実施時期

外観診断は、各樹木の樹勢が良好な時期に行うこと。

### 第6条 機器診断の実施

#### 1. 機器診断

受注者は、前条の外観診断を実施した結果、機器診断が必要と判断された樹木に関して、マニュアルに基づき診断を行わなければならない。なお、診断機器は貫入抵抗測定器を用いることを標準とする。

##### (1) 腐朽診断

腐朽診断では、外観診断の結果から、根元や幹、大枝において、腐朽や空洞等の何らかの異常がある場合に実施するものとする。

貫入抵抗測定器を幹や根元の水平に貫入させ、貫入抵抗測定を行い、根元や幹、大枝の腐朽空洞の状態や量を測定すること。

##### (2) 根株診断

根株診断では、外観診断の結果から、根元部において何らかの異常があり、地中部の根株腐朽が推定される場合に実施するものとする。

原則として貫入抵抗測定器を地際で40度の俯角をつけ、根株の中心に向かって斜め下方向に貫入させ、貫入抵抗測定を行う。ただし、根株の範囲からはずれ、石や土などに当たると想定される場合には貫入角度は30度の俯角とすること。

##### (3) カルテの整理

腐朽診断及び根株診断の診断を実施した場合は、診断結果に基づき、診断カルテを整理するものとする。なお、診断カルテは、マニュアルに示された「機器診断カルテ」を作成すること。

#### 2. 総合判定

受注者は、マニュアルに準拠し、外観診断及び機器診断による腐朽空洞率に基づき、総合判断を行わなければならない。

##### (1) 判定

総合判定は、外観診断判定、及び機器診断による腐朽空洞率に基づき、総合的に判断を行うものとする。なお、街路樹診断カルテの機器診断欄の記入は機器診断を実施した者が行うこと。

総合判定に当たっては、各機器の計測特徴も十分に理解した上で、健全材の厚みの割合である $t/R$ 率や腐朽空洞率を用いること。また、外観診断や機器診断による腐朽空洞率に加え、必要に応じて $t/R$ 率などの要素についても考慮しながら判定を行うこと。

##### (2) 次回診断

総合判定に応じて次回の診断内容と診断時期を決定すること。また、次回診断時期は一律とはせず、マニュアルに準拠し、決定するものとする。また、判断し難い場合は、協議を行い決定するものとする。

## 第7条 診断結果の整理

### 1. カルテの作成

- (1) 外観診断については、マニュアルに基づき「街路樹診断カルテ」を作成すること。
- (2) 外観診断の結果、機器診断が必要と判断された樹木については、マニュアルに基づき「機器診断カルテ」を作成すること。

### 2. データベースの作成

街路樹診断業務により得られた診断結果を、本市が管理するデータベースと照合し、対象樹木ごとに各項目を更新し、データベースをEXCEL（Microsoft社製）により作成すること。

### 3. 診断結果の整理

- (1) 健全度判定結果を集計し、路線別・樹種別・樹高別・幹周別等で集計して図表を作成し、街路樹の健全性について取りまとめること。
- (2) 診断の結果、総合判定が「C：不健全」と判断された樹木については、不健全判定木一覧を作成し、報告書に取りまとめること。
- (3) 診断の結果、必要となる処置（撤去・剪定等）について、項目別に取りまとめること。
- (4) 次回診断時期について、路線別に取りまとめること。

### 4. GISデータの構築

街路樹診断業務により得られた街路樹に関する次の各号の情報をGISデータ（ArcGIS：シェープファイル形式）として構築すること。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 位置情報         | (2) 街路樹管理番号        |
| (3) 樹種名          | (4) 樹高及び幹周         |
| (5) 路線番号及び路線名称   | (6) 所在地及び町丁名       |
| (7) 診断結果（健全度評価等） | (8) その他監督職員が指示するもの |

## 第8条 報告書作成

カルテの作成本業務で適用した診断方法及び調査方法に加え、今後の診断を実施する上で必要であると判断される改善点及び街路樹の適正管理における提案等について報告書として取りまとめること。

### 第3章 業務内容（街路樹基礎情報調査業務）

#### 第1条 業務内容

本市が管理する街路樹の基礎情報について現地調査を行うものとする。調査する基礎情報は下記のとおりとし、調査箇所については第2章に定める街路樹診断業務対象である地域緊急交  
通路及び接続避難路を除いた路線とし、詳細については協議の上決定するものとする。

- ・ 樹種
- ・ 樹高
- ・ その他必要な項目
- ・ 幹周
- ・ 外観写真の撮影（遠景及び近景複数枚）

#### 第2条 計画準備

受注者は、業務の履行にあたり、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行うこと。

#### 第3条 調査結果の整理

##### 1. データベースの作成

街路樹基礎情報調査業務により得られた調査結果を、本市が管理するデータベースと照合し、対象樹木ごとに各項目を更新し、データベースをEXCEL（Microsoft社製）により作成すること。

##### 2. GISデータの構築

街路樹基礎情報調査業務により得られた基礎情報をGISデータ（ArcGIS：シェープファイル形式）として構築すること。

- (1) 位置情報
- (2) 街路樹管理番号
- (3) 樹種名
- (4) 樹高及び幹周
- (5) 路線番号及び路線名称
- (6) 所在地及び町丁名
- (7) その他監督職員が指示するもの

## 第4章 その他

### 第1条 成果品

1. 受注者は、本業務の成果品として、次の各号に掲げる成果品を納入しなければならない。
  - (1) 第2章第8条に規定する報告書（A4版）
  - (2) 外観診断カルテ及び機器診断カルテ
  - (3) 診断及び基礎情報調査において撮影した写真（JPEG形式）
  - (4) 診断対象街路樹の位置図（街路樹管理番号及び樹種名を表記したもの）
  - (5) 基礎情報調査対象街路樹の位置図（街路樹管理番号及び樹種名を表記したもの）
  - (6) 作業状況写真（基礎情報調査に関する作業状況写真は不要）
    - ・各路線に少なくとも各作業1枚以上
    - ・同じ路線に50本以上の街路樹がある場合、50本ごとに各作業1枚以上
  - (7) 街路樹台帳のデータベース及びGISデータ
  - (8) その他監督職員が指示するもの
2. 前項(2)、(3)及び(7)の電子データについては、発注者が指示する方法により整理したものを成果品として納入すること。

以上

# 環境方針

## 基本理念

高槻市は、北摂連山の美しい山並みに恵まれ、淀川の悠久の流れに抱かれた自然豊かなまちで、私たちはその恩恵を受けています。

また、古くから京都と大阪を結ぶ要衝の地として栄え、数多くの貴重な遺跡や文化財も有しております。これら貴重な自然と文化の財産を、守り、育て、さらに、将来の世代まで引き継ぐことが重要です。

一方、私たちは日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを求め、大量の化石エネルギーを消費しています。このことが、地球温暖化問題を深刻化させるとともに、生物の多様性が損なわれつつある状況を生み出しています。私たちは、この状況を深く受け止め、地域の環境はもとより、地球規模での良好な環境のあり方を考え、環境と共生した持続可能な社会の実現を目指し、取り組まなければなりません。

そこで、高槻市では、市民、事業者、行政の協働により、環境に配慮した施策を展開し、将来に良好な環境を引き継げる社会を形成します。

## 基本方針

将来に良好な環境を引き継げる社会を形成するため、以下の事項に取り組み、積極的な環境配慮を行います。

- 1 「第2次高槻市環境基本計画」を受けて定める「たかつき環境行動計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する主体別及び協働の取組を推進します。
- 2 環境に関する法令や協定などを遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境目的・目標を定めて、計画的・効果的に環境負荷の低減を図ります。
  - (1) 「たかつきエコオフィスプラン」や「グリーンイベントガイドライン」に基づき、省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を推進し、環境負荷の低減を図ります。
  - (2) 環境に配慮した公共工事を推進します。
  - (3) グリーン購入を推進します。
- 4 研修・訓練を通じ、全職員が環境方針を理解し、環境に配慮した日常活動を実践します。

平成24年4月1日

高槻市長 濱田 剛史

## 【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第7及び第14第2項

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務を行うに当たっては、受託者（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項第1号に掲げる者をいう。）として、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第5 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第6 受注者は、委託業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを

使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを含む。)を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、委託業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、委託業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で委託業務に関する個人情報を授受する場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者の定める受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、委託業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小

限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、委託業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

2 受注者は、委託業務において利用する個人情報(特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。)の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、委託業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先(派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。)に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督する

旨の書面を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要な記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。